

# 函館市女性センターにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月26日

一部改訂 令和2年10月13日

新型コロナウイルス感染拡大の防止と女性センターにおける活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」を踏まえ、本ガイドラインに基づき女性センターを運営する。

## 1 基本的な感染症対策の実施

- ① 職員のマスクの着用，職員の手指消毒の徹底，就業前の体温測定
- ② 館内設備の清掃，消毒，換気の徹底，施設入口に手指消毒設備の設置
- ③ 来館者のマスクの着用，咳エチケット，手洗いおよび手指消毒の実施

## 2 体調不良の方等の活動制限

以下に該当する方の来館を制限する。

- ① 風邪（咳，咽頭痛，発熱等）の症状や息苦しさ（呼吸困難），強いだるさ等の症状がある方。
- ② 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方が同居家族や身近な知人にいる方。

## 3 来館者の氏名および連絡先の把握

感染発生時における積極的疫学調査への協力の観点から，女性センターを利用された方の氏名および連絡先を把握する。

- ① 講座受講者，個人利用者（喫茶コーナー利用者は除く）  
女性センターの職員が来館者の氏名および連絡先を記録し，保健所等公的機関からの指示があれば情報を提供する。
- ② 貸室利用者  
利用団体が当日の参加者名簿を作成し，1カ月間保管する。

## 4 3密の回避

- ① 密閉しない
  - ・ 1時間に2回以上，1回，数分間換気する。
  - ・ 換気の際は，2方向の窓を同時に開ける。
- ② 密集しない
  - ・ 人と人との距離を（できるだけ2メートル，最低1メートル）確保する。

・部屋の定員を通常の概ね1 / 2程度とする(部屋毎の定員は別表のとおり)。

### ③ 密接しない

・密接した会話や発声を控える。

## 5 消毒等

- ① 施設入口に消毒用アルコールを設置する。
- ② 複数の人の手が触れる箇所を適宜消毒する。
- ③ 共用備品は使用后、職員が消毒し、消毒が難しいものについては撤去する。
- ④ 活動開始前の手洗い、または手指消毒の徹底を呼びかける。

## 6 講座やイベント等の開催、施設を利用した活動について

- ① 講座等の定員は、対人距離を(できるだけ2メートル、最低1メートル)確保できるような人数とする。
- ② 着席数の制限(椅子の数を減らし間隔を空ける、互い違いに着席等)
- ③ 活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを確認する。
- ④ 大声を出したり、呼気が激しくなる運動を控える。
- ⑤ 密接が避けられない活動を控える。

## 7 感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ① 速やかに別室への隔離を行う。
- ② 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じたうえで対応する。
- ③ 感染者が発生した部屋の換気を行う。
- ④ 保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ⑤ 感染者と接触した職員等および来館者の氏名および連絡先を把握し、名簿を作成する。

## 8 各部屋の対応

- ① 談話室以外での持参した弁当類の食事は禁止とする。
- ② なかよし広場は密接を防ぐため、8名までの利用とする。
- ③ 談話室(喫茶コーナー)
  - ・対面での飲食や会話を避ける。
  - ・最低1メートル間隔を空けて座席を配置する。
  - ・テーブル、椅子等の消毒を定期的に行う。
- ④ トイレ

- ・トイレの蓋を締めて汚物を流すよう表示する。

⑤ 受付窓口

- ・対面で来館者と接する場合に、アクリル板や透明ビニールカーテンにより間を遮断する。

## 9 感染減少期における講座やイベント等の制限緩和の取扱い

北海道がイベント等の制限を緩和し、地域内において、概ね10日以上継続して感染者が確認されない等、感染リスクの低下が顕著であり、制限緩和に支障がないと判断された場合には、別添「イベント等開催制限の緩和を適用する場合の条件」を満たしたうえで、以下の①～③に示すとおり制限を緩和する。

① 「対人距離」と「座席の配置」について

ア) 対人距離

(現行) できるだけ2メートル、最低1メートル

(緩和) 参加者の位置が固定している(座席や立ち位置固定)場合は、収容率100%以内とし、密が発生しない(最低限人と人が接触しない)程度の間隔を確保する。ただし、大声での歓声、声援等が想定される場合等は、収容率50%以下とし、十分な人と人との間隔(1メートル)を要することとする。

イ) 座席の配置

(現行) 着席数の制限(椅子の数を減らし間隔を空ける、互い違いに着席等)

(緩和) 家族等の一集団(5名以内)と他の集団との距離が十分な間隔(概ね1メートル以上)を空けて配置する。

② 活動の制限について

(現行) 大声を出したり、呼気が激しくなる運動を控える。

(緩和) 大声を出したり、呼気が激しくなる運動は、近距離での会話を避け、マスク着用、密の回避、換気等十分な対策を講じたうえで行う。

③ 制限緩和を適用する場合の手続き

イベント等主催者は、事前に「施設の利用に関するセルフチェックリスト(全項目チェック済み・署名済み)」を施設管理者に提出し、点検を受けたうえで、開催日は開催場所の入口に掲示すること。

## 10 その他

上記のほか、地域内で感染が拡大するなど事業継続についての判断が必要となった場合や、予防対策の実施により施設運営上の課題等が生じた場合は、市と女性センターの指定管理者が協議のうえ対応するものとする。

別表 利用可能人数

区 分		利用可能人数 (通常)	利用可能人数 (コロナ対策時)
会議室		20人	8人
講習室	1号	27人	12人
	2号	27人	12人
	1・2号	54人	24人
和室	1号	18人	8人
	2号	18人	8人
	1・2号	36人	16人
	3号	30人	12人
調理実習室		36人	12人